

昭和六十二年九月二十五日受領  
答 弁 第 三 七 号

内閣衆質一〇九第三七号

昭和六十二年九月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員長田武士君提出シベリア抑留者に対する補償問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長田武士君提出シベリア抑留者に対する補償問題に関する質問に対する

答弁書

一について

昭和六十二年度予算には、戦後強制抑留者把握調査費が計上されているが、この調査は現在続行中であり、結果を得るに至っていない。

二について

昭和六十三年度の概算要求においては、平和祈念事業基金(仮称)の設立等に要する経費四千二百八十万七千円の要求となっている。

なお、同基金の事業費等については具体的計数を確定するまでに至っていないので、当面、平和祈念事業基金(仮称)助成に必要な経費として事項だけの要求となっている。

三について

平和祈念事業基金(仮称)の事業については、現在、その具体的な内容について検討を行っているところである。

右答弁する。